

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特別療養給付	
根拠法令・条項	国民健康保険法第55条 国民健康保険法施行規則第28条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>国民健康保険の被保険者が、健康保険法の規定による日雇特例被保険者となったためその資格を喪失した際、現に療養の給付等を受けていたときは、当該疾病又は負傷及びこれによって発生した疾病について、療養の給付等を受けることができる。</p> <p>国民健康保険法第55条第2項から第4項までに該当する場合は、療養の給付等を行わない。</p> <p>上記の療養の給付等を受ける場合は、国民健康保険の資格喪失後10日以内に保険者に申請することにより、交付を受けた特別療養証明書を保険医療機関等に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	90日
	標準処理期間を設定できない理由	